

神南二丁目・宇田川町地区

平成 8年 5月31日決定
 (平成 8年渋谷区告示第 54号)
 平成28年11月14日変更
 (平成28年渋谷区告示第213号)

東京都計画地区計画 神南二丁目・宇田川町地区 地区計画

位置	渋谷区神南一丁目、神南二丁目及び宇田川町各地内	
面積	約15.6ha	
地区計画の標目	JR渋谷駅から北西約700mに位置する当地区は、渋谷公会堂、渋谷区役所などの公益施設と情報関連施設のNHK放送センター及び商業・業務等の施設が集積している。 渋谷副都心及び情報、文化等の発信地にふさわしい地区として、隣接する貴重な緑の資源である代々木公園との調和に配慮しつつ、多様な機能の集積する魅力ある複合市街地を育成、整備する。	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	地区内を渋谷副都心地区である街区AとNHK放送センターが立地する街区である街区Bとに区分し、次のように定める。 1 街区A 公益施設、商業・業務施設及び都市型住宅が調和した複合市街地として、敷地の共同化等を促進しながら土地の有効利用を図り、良好な市街地環境を形成する。 2 街区B 情報、文化等の発信地として育成、整備するとともに、隣接する代々木公園と調和したゆとりある景観を創造する。
	地区施設の整備の方針	1 地区内の交通処理を円滑にするため、区画道路を適正に配置する。 2 歩行者及び代々木公園利用者の利便性を向上するため、歩行者通路を整備する。
	建築物等の整備の方針	1 公園や公益施設と調和したまちなみを形成するため、用途の制限を行う。 2 快適な歩行者空間を確保するため、建築物の壁面線を指定する。 3 魅力あるまちなみ、景観等を創出するため、建築物の意匠を制限する。

地区施設及び規模	種類	名称	幅員	延長	備考	
	道路	区画道路	区画道路 1号	8~9m	約185m	拡幅
区画道路 2号			4m	約45m	拡幅	
その他の公共空地		歩行者通路 1号	4m	約600m	新設	
		歩行者通路 2号	4m	約90m	新設	
地区整備計画	地区の区分	名称	街区A		街区B	
		面積	約6.5ha		約9.1ha	
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。				
		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から第3号までに掲げる風俗営業の用に供するもの及び第6項各号に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの	1 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの及び第6項各号に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの 2 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの 3 建築基準法別表第2(ほ)項第3号(昭和25年法律第201号)に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの 4 倉庫業を営む倉庫			
壁面の位置の制限	建築物の壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に表示する壁面線をこえて建築してはならない。					
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	—			建築物等の色彩は、周辺の環境と調和したおちつきのあるものとする。		

計 画 図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
(承認番号) 17都市基交第101号、平成17年6月15日
17都市基街第151号、平成17年6月9日



神南二丁目
宇田川町地区の景観